

平成30年度
松江市原子力防災訓練

《松江市実施要領》

松 江 市

平成30年度原子力防災訓練

【松江市】

《経緯と目的》

昨年度までの訓練では、松江市地域防災計画、松江市原子力災害広域避難計画等に基づく広域避難措置を円滑に実施するため、PAZ(島根原子力発電所から概ね 5km 圏内)に含まれる地区の避難先である大田市及び奥出雲町をはじめ、UPZ(島根原子力発電所から概ね30km 圏内)の避難先自治体や防災関係機関相互の協力のもと、地域住民の避難誘導や避難措置、避難経路・避難所の運営訓練を実施した。また、PAZのうち、学校生徒を対象とした緊急退避所への退避訓練や児童の保護者への引渡し訓練、一時集結所の開設運営訓練等を実施するとともに、緊急速報(エリア)メールをはじめとする多様な広報手段により、住民広報訓練を実施したところである。

今年度の訓練では、PAZのうち、鹿島地区及び島根地区において、防災関係機関相互の協力のもと、一時集結所の開設運営訓練等を実施するとともに、昨年度島根県が中国各県バス協会と締結したバス協定に基づくバス派遣要請に係る通信連絡訓練を行い、調達手順を確認する。UPZのうち竹矢地区及び忌部地区を対象に、忌部地区においては住民ほかに忌部小学校の児童も対象に加え、避難先である岡山県笠岡市及び広島県神石高原町や防災関係機関相互の協力のもと、地域住民の避難誘導や避難措置、避難経路所・避難所の運営訓練等を実施するとともに、昨年度に引き続き、緊急速報(エリア)メールなどを活用した多様な広報手段による住民広報訓練を実施する。また、昨年度島根県が策定した避難者受け入れに係るガイドライン及び避難経路所・避難所マニュアルを踏まえ、計画の実効性を確認する。

大規模な地震の発生を想定し、原子力発電所事故との複合災害時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を目的とした初動対応訓練や災害対策本部設置運営訓練、市全域の関係機関等への情報伝達訓練等を実施する。

《実施日時》

平成30年10月26日(金) 8:30~12:00

平成30年10月30日(火) 8:00~18:00

※災害対策本部設置運営訓練のうち、2県6市首長TV会議は10月30日8:45から実施
(関係機関等への情報伝達訓練は、10月29日(月)にも一部対象(学校)を実施)

《実施場所》

松江市役所本庁、支所^{*1}、岡山県笠岡市、広島県神石高原町、公民館^{*2}、市立女子高、小中学校、義務教育学校、幼稚(保)園、保育所(園)、島根県原子力防災センター、島根原子力発電所 等

※1…鹿島支所、島根支所にて支所災害対策本部、現地災害対策本部を設置。

※2…竹矢地区にて現地災害対策本部を設置。

《参加機関》

鹿島自治連合会、島根地区自治会連合会、竹矢地区自治協会、忌部自治協会、松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会、山陰ケーブルビジョン(株)、中国電力(株)、(公財)しまね国際センター、(福)しらゆり会、(福)坪内宝珠会、(福)ねむの木福祉会、(福)湖朋会、(福)嵩見保育所、(福)島根県社会福祉事業団、(福)比津ヶ丘保育園、(福)松江福祉会、(福)みずうみ、(福)松生会、(福)ナザレン愛児会、(公財)鉄道弘済会、(福)松尾保育所、(福)みつき福祉会、(福)みどり愛児会、(福)恵泉会、(福)虹の子福祉会、(福)上口福祉会、(福)松江福祉公社、(福)チャイルド福祉会、(福)恵生会、(福)竹矢福祉会、(福)ひよし福祉会、(福)乃木愛育会、(福)袖師保育所、(福)つわぶき、(学)朋和学園、(福)玉依会、(福)たけかや福祉会、(福)玉造厚生会、(福)はなぶさ、国立大学法人島根大学、

日本赤十字社、(独)国立病院機構松江医療センター、医療法人創健会、バンボハウス、(独)玉造病院、(株)ニチイ学館、(株)一畑電気鉄道株式会社、(株)蒼の地球、(株)一畑バス、(一社)島根県旅客自動車協会、島根県警察本部、松江警察署、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、岡山県、広島県、岡山県笠岡市、広島県神石高原町、松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市上下水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院 等

《訓練想定》

『島根原子力発電所2号機(定格出力82万キロワット)において、定格熱出力一定運転中、10月25日(木)正午に松江市内で震度6強を観測する地震が発生し、原子炉が自動停止した。なお、この地震による津波は発生していない。』

その2時間後、送電線への支障が生じたことから外部電源が喪失し、原子炉給水ポンプ全台の停止(電源喪失)により警戒事態に該当する事象(原子炉給水機能の喪失)が発生した。その後、残留熱除去系ポンプや非常用ディーゼル発電機の故障(交流電源)、原子炉隔離時冷却系制御電源の枯渇(直流電源)などの警戒事象(警戒事態)、原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)、原災法第15条事象(全面緊急事態)に該当する事象が発生した。これらにより原子炉圧力容器内の水位が低下し炉心が水面から露出。崩壊熱により炉心が溶融するとともに、原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力を超え破損に至り、原子炉内部の放射性物質が外部に漏えいした』という想定のもとで、訓練を行う。

注1)上記の事象想定は、原子力防災訓練の実施にあたって、住民避難が必要となる事象を想定する必要があることから、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策(高圧発電機車やガスタービン発電機等の整備)や号機間の電源融通等は考慮せず、また、安全上重要な設備が次々に故障し、復旧しないという厳しい仮定をしている。

注2)警戒事象(警戒事態)・・・原子力事業者防災業務計画に定める国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「警戒事象」は、「給水機能の喪失(AL22)」、「残留熱除去機能の一部喪失(AL23)」などを想定。

注3)原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)・・・原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「特定事象」は、「残留熱除去機能の喪失(SE23)」、「全交流電源の30分以上喪失(SE25)」などを想定。

注4)原災法第15条事象(全面緊急事態)・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

今回の訓練でいう「異常な事象」は、「原子炉注水機能の喪失(GE22)」、「残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失(GE23)」、「全交流電源の1時間以上喪失(GE25)」、「全直流電源の5分以上喪失(GE27)」などを想定。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となって行う訓練

1. 初動対応訓練

発電所から安全協定等に基づく異常時の連絡や、国からの警戒事態発生等の連絡を受け、関係箇所への各段階に応じた通信連絡等を行う。

○内部組織での通信連絡訓練

・安全協定第10条に基づく異常時の連絡受信後、会議構成員、企業局、支所等への通信連

絡を行う。

○外部機関との通信連絡訓練

- ・島根県、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用回線等を使用した通信連絡等を行う。

(今年度の訓練では、大規模な地震の発生により災害対策本部を自動設置し、2. 災害対策本部設置運営訓練において、施設敷地緊急事態以降の災害対策本部会議の設置運営訓練を実施する。)

2. オフサイトセンター運営訓練

○オフサイトセンター機能班活動のうち防災活動情報システムの入力操作訓練、情報伝達訓練等

- ・10月9日(火)～10月10日(水)の事前研修は、合同対策協議会構成員を除く全ての指定要員を対象とした研修を行う。
- ・10月26日(金)の訓練においては、原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の構成員のうち、機能班要員を対象としたオフサイトセンターにおける機能班活動訓練を行う。

【訓練対象】機能班要員(総括班1名、住民安全班3名、広報班1名)

3. 災害対策本部設置運営訓練

大規模な地震の発生を想定し、原子力発電所事故との複合災害時において、発電所からの原災法第10条に該当する事象の発生連絡(施設敷地緊急事態)、原災法第15条に該当する事象の発生(全面緊急事態)及び原子力緊急事態宣言並びに避難指示の連絡を受け、災害対策本部会議を開催し、市のとるべき措置等について検討する。

その後、発電所から放射性物質が漏えいしたこと等の連絡を受け、発電所の状況及び緊急時モニタリングの結果等により、OIL(運用上の介入レベル)に基づく防護措置の実施の指示がされるにあたって、竹矢地区の現地災害対策本部会議を開催し、市のとるべき措置を検討する。なお、忌部地区の現地災害対策本部会議は想定とする。

○内部組織での通信連絡訓練

- ・原災法第10条通報、原災法第15条該当事象の発生報告等の受信後、本部要員、企業局、支所等への通信連絡を行う。
- ・広域避難措置に備えて対象地区及び広域避難受け入れ先へ対応要員を派遣する。

○外部機関との通信連絡訓練

- ・島根県、広域避難受け入れ先自治体、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用回線等を使用した通信連絡を行う。

○災害対策本部会議の開催及び運営訓練

- ・本庁において、施設敷地緊急事態該当事象発生の通報連絡時及び全面緊急事態該当事象発生の通報連絡時の災害対策本部会議について実施することとし、前後の本部会議は想定とする。
- ・構成部局により災害関連情報の共有を行い、市のとるべき措置等について検討し、会議決定事項等を支所・地区災害対策本部、島根県、全企業局、消防本部等へ伝達する。
- ・なお、会議の実施にあたっては、シナリオ提示型の訓練とし、発話内容をあらかじめ各部局で検討したうえで行う。
- ・支所・地区災害対策本部等においても、構成部局(本庁応援要員を含む)等により災害関連情報及び本庁災害対策本部会議決定事項を共有し、とるべき措置等について検討する。

【本庁】

災害対策本部の設置・会議運営訓練(2回)、TV会議の運営訓練(1回。30日に実施。)

【鹿島・島根支所】

支所災害対策本部会議の設置・運営訓練(2回)

【地区災害対策本部(竹矢地区)】

地区災害対策本部の設置運営訓練(1回)

※地区災害対策本部については、10月30日(火)の避難措置等訓練にあわせて実施する。

4. 原子力災害医療活動訓練

○安定ヨウ素剤搬送・服用訓練

・住民の広域避難措置等訓練及び PAZ の防護措置等訓練に併せて、支所・地区災害対策本部に安定ヨウ素剤を搬送し、一時集結所において配布等を行う。

【訓練対象】

鹿島地区及び島根地区一時集結所へのヨウ素剤の搬送・配布
避難対象地区(竹矢地区、忌部地区)への安定ヨウ素剤の搬送・配布

5. 広報活動訓練

○住民への広報訓練

・住民への広報訓練については、多重・多様な方法により住民への迅速かつ的確な情報伝達訓練を実施する。

【広報手段】

防災行政無線(同報系)、松江市行政情報告知システム、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、しまね国際センターメールマガジン、松江市公式 twitter、広報車、緊急速報(エリア)メール

※国際文化観光都市という地域特性から、メールマガジンでは外国語を交えて実施する。

【対象地区】

全市域

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

※広報手段毎の対象地区については、住民の広域避難措置訓練、PAZの防護措置等訓練の訓練計画を踏まえて実施する。

6. 住民の広域避難措置等訓練

○広域避難訓練

・竹矢地区及び忌部地区の住民の参加により、大山パーキングエリア(鳥取県大山町)及びさくらおろち湖(雲南市)に設置する避難退域時検査、岡山県笠岡市及び広島県神石高原町に設置する避難経由所、避難所を用いた広域的な避難訓練を行う。また、忌部小学校の児童が本訓練に参加する。

【訓練対象地区及び対象者】

・避難訓練:竹矢地区、忌部地区 約 120 名。

【訓練における一時集結所】

・竹矢地区:竹矢公民館
・忌部地区:忌部公民館

【訓練における避難経由所及び避難所】

・避難経由所: (岡山県笠岡市)笠岡総合運動公園
(広島県神石高原町)帝釈峡スコラ高原神石コスモドーム駐車場
・避難所: (岡山県笠岡市)笠岡総合体育館
(広島県神石高原町)総合交流センターじんせきの里

7. 学校の児童・生徒引渡し準備訓練

○学校の児童・生徒引渡し準備訓練

・防災無線等を活用し、各学校への緊急時の通信連絡を行い、教員等による児童・生徒への

- 連絡、誘導及び屋内集合を行い、児童・生徒の名簿作成(確認)を行う。
- ・各学校において保護者引渡し措置のための連絡手順の確認を行う。
 - ・屋内集合完了後は、各学校において原子力防災学習を行う(原子力防災学習は「10. 原子力防災学習会」による)。
- ※本訓練は、学校の情報伝達訓練とともに10月29日(月)に実施する。なお、忌部小学校については、「6. 住民の広域避難措置等訓練」に併せて実施する。

【屋内退避訓練対象学校】

- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

8. 避難行動要支援者の避難措置等訓練

○在宅の避難行動要支援者の広域避難訓練

- ・PAZ の防護措置等訓練に併せて、在宅の避難行動要支援者を想定し、鹿島支所職員、島根支所職員、島根県警察本部警察官及び松江市消防団員により、各支所に配備している防災車両及び警察車両を使用した要支援者の搬送を行う。

【訓練対象地区】

- ・鹿島地区(御津地区、片匂地区)
- ・島根地区(大芦地区)

9. PAZ の防護措置等訓練

○一時集結所開設運営訓練

- ・鹿島地区の一部及び島根地区(大芦地区)において、一時集結所となる場所で安定ヨウ素剤配布体制を構築する。また、一時集結所を開設し、住民の一時集結所への参集を行い、安定ヨウ素剤の配布手続きや乗車手続き等の確認を行う。
- ・その後、鹿島文化ホールまでの仮想避難を行い、学習会の実施及び想定救援物資の支給等の訓練を行う。

【訓練対象地区】

- ・鹿島地区(御津地区、片匂地区)
- ・島根地区(大芦地区)

10. 関係機関等への情報伝達訓練

市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施する。

※幼稚(保)園・保育所(園)、公民館、松江市町内会・自治会連合会、消防団等への情報伝達訓練は10月26日(金)に実施する。

※学校への情報伝達訓練は基準日を10月29日(月)として実施する。なお、忌部小学校については、「6. 住民の広域避難措置等訓練」に併せて実施する。

○学校施設・幼保施設

- ・防災無線等を活用し、学校等への緊急時通報連絡訓練(学校については併せて児童・生徒引渡し準備訓練及び防災学習会を実施)を行う。

【訓練対象】

(高校)市内全市立高校・・・(全1校)
女子高

(中学校)市内全市立中学校他・・・(全18校)

鹿島中、湖北中、島根中、第一中、第二中、第三中、第四中、玉湯中、本庄中、湖南中、湖東中、美保関中、宍道中、宍道中大野原分校、八束中、八雲中、東出雲中、島根大学附属中

(小学校)市内全市立小学校他・・・(全36校)

佐太小、恵曇小、鹿島東小、生馬小、古江小、法吉小、島根小、城北小、秋鹿小、持田小、

内中原小、大野小、母衣小、川津小、中央小、雑賀小、乃木小、津田小、玉湯小、本庄小、朝酌小、古志原小、大庭小、竹矢小、美保関小、来待小、忌部小、来待小大野原分校、大谷小、八束小、八雲小、宍道小、出雲郷小、揖屋小、意東小、島根大学附属小

(幼稚(保)園)市内全市立幼稚園他・・・(全28園)

佐太幼、講武幼、古江幼、城北幼、秋鹿幼、城西幼保、持田幼、大野幼、母衣幼、川津幼、中央幼、雑賀幼、津田幼、玉湯幼、朝酌幼、本庄幼、古志原幼、大庭幼、竹矢幼、忌部幼、大谷幼、八雲幼、出雲郷幼、揖屋幼、意東幼、幼保園のぎ、しんじ幼保園、島根大学附属幼

(保育所(園))市内全保育所・・・(全88所(園))

しらゆり千鳥保育園、たまち保育園、たまち乳児保育園、たまち母衣保育園、城東保育所、あおぞら保育園、にじいろ保育園、育英北幼稚園ニチキッズ楽山保育園、笑美保育所、しらゆり第2保育園、嵩見保育所、しらとり保育所、比津ヶ丘保育園、比津ヶ丘保育園融合センター、比津ヶ丘保育園わらべのその、法吉保育所、みずうみ保育園、みずうみ第2保育園、みのり黒田保育園、浜佐田保育園、みのり保育園、みのり乳児保育園、ふたば第一こども園、ふたば第二こども園、本庄保育所、御津保育所、恵曇保育所、マリン保育所、野波保育所、美保関西保育所、美保関東保育所、やつか保育園、白瀉保育所、松江ナザレン保育園、松江保育所、松原保育園、松尾保育所、みつき保育園、みつき乳児保育園、みつき中央保育園、みどり保育所、愛恵保育園、虹の子保育園、なかよし保育園、ふたば古志原こども園、こぼと保育園、運動公園前保育所チャイルド、しらゆり第3保育園、わかたけ保育園、ひよし第2保育園、乃木保育所、のぎこども園、袖師保育所、みつき田和山保育園、みつき田和山第2保育園、みつき田和山夜間保育園、ふたば第三こども園、つわぶきこども園、しらゆり保育園、育英保育園、育英幼稚園、なの花保育園、八雲保育園、たけかや保育園、ひよし保育園、湯町保育園、玉湯さくら保育園、第2玉湯さくら保育園、揖屋保育園、意東保育園、出雲郷保育園、錦新町保育園、みつき出雲郷保育園、松江赤十字病院保育所、国立病院機構松江医療センターさくら保育園、バンボハウス、松江市立病院院内保育所たわやまっこ、社会福祉法人みずうみ企業内保育園、玉造病院まがたまキッズ保育園、ニチキッズまつえ上乃木保育園、キッズいちばた、松江北ひまわり保育園、松江南ひまわり保育園、あいあいルーム(子育て支援センター)、あおのほし、いっしょに子育て研究所
学校施設・幼保施設合計(全171施設)

○公民館

・防災無線等を活用し、公民館への緊急時通報連絡訓練を行う。

【訓練対象】

川津公民館、朝酌公民館、本庄公民館、持田公民館、城東公民館、城北公民館、城西公民館、法吉公民館、生馬公民館、古江公民館、秋鹿公民館、大野公民館、雑賀公民館、朝日公民館、白瀉公民館、乃木公民館、忌部公民館、竹矢公民館、津田公民館、大庭公民館、古志原公民館、鹿島公民館、島根公民館、美保関公民館、八雲公民館、玉湯公民館、宍道公民館、八束公民館、出雲郷公民館、揖屋公民館、意東公民館、上意東公民館・・・(全32公民館)

○消防団

・防災無線を活用し、消防団長、各方面団長に対する緊急時通報連絡訓練を行う。

【訓練対象】

消防団長、松江橋北方面団、松江橋南方面団、鹿島方面団、島根方面団、美保関方面団、八雲方面団、玉湯方面団、宍道方面団、八束方面団、東出雲方面団・・・(全11名)

○松江市町内会・自治会連合会

・各松江市町内会・自治会連合会長宅に設置してあるFAX及び電話を活用し、各地区会長あてに情報伝達訓練を行う。

【訓練対象】

城東地区、城北地区、城西地区、白瀉地区、朝日地区、雑賀地区、津田地区、古志原地

区、川津地区、朝酌地区、法吉地区、竹矢地区、乃木地区、忌部地区、大庭地区、生馬地区、持田地区、古江地区、本庄地区、大野地区、秋鹿地区、鹿島地区、島根地区、美保関地区、八雲地区、玉湯地区、宍道地区、八束地区、東出雲地区・・・(全29名)

11. 原子力防災学習会

○原子力防災学習会

- ・原子力防災に関する知識普及のため、PAZ の防護措置等訓練に併せて避難訓練参加者を対象に、原子力防災学習会を開催する。
- ・学校の児童・生徒引渡し準備訓練等に併せて各学校において原子力防災学習を実施する。

【訓練対象】

(PAZの防護措置等訓練)

- ・鹿島地区及び島根地区の住民

(学校の児童・生徒引渡し準備訓練)

- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

【会場】

(PAZの防護措置等訓練)

- ・鹿島文化ホール

(学校の児童・生徒引渡し準備訓練)

- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

☆国、県及び中国電力等が主体となって行う主な訓練

1. 初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)【県庁、OFC、市役所本庁及び各支所】

- ・複合災害時における国及び自治体関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、併せて通信連絡訓練を行う。
- ・県、市において災害対策本部を設置するとともに、事態の進展に応じた活動を行う。

2. 住民の避難措置等訓練、避難情報伝達訓練、避難退域時検査訓練(イオンモール出雲)

- ・原子力災害発生時におけるOIL判断に基づく住民避難及び避難所等の設置運営等の円滑な実施を図る。
- ・避難時に実施する避難退域時検査について、島根県が予定していた避難退域時検査会場が使用できなかった場合を想定し、代替地で実施する場合の対応手順等を確認する。
- ・具体的には、イオンモール出雲において、避難退域時検査場所を開設し、住民避難訓練に合わせて、避難退域時検査を実施する。
- ・車両検査及び除染
- ・車両搭乗者の代表者等に対する検査及び除染

3. 学校等の避難措置等訓練

- ・学校等での緊急時の通信連絡手順等を確認し、災害時における児童等の安全確保対策の円滑な実施を図るため、県立学校及び関係 4 市教育委員会に対する情報伝達訓練を実施する。

4. 避難行動要支援者の避難措置等訓練

- ・病院及び社会福祉施設等における、原子力災害時の通信連絡手段、避難手順(屋内退避を含む。)等を確認し、入所者避難の円滑な実施を図る。
- ・病院避難措置等訓練では、鹿島病院(松江市鹿島町)において、入院患者避難調整訓練、屋内退避訓練及避難誘導訓練を実施する。
- ・社会福祉施設避難措置等訓練では、県内の社会福祉施設に対して通信連絡訓練を、特別養護老人ホーム大野の郷(松江市大野町)において、避難誘導訓練を実施する。

5. 緊急時モニタリング訓練(島根県原子力環境センター及び島根県原子力防災センター)

- ・原子力災害発生時の緊急時モニタリング体制を迅速に確立できるよう、異常事態発生から施設敷地緊急事態に至るまでの間の初動対応及び放射性物質放出後のモニタリング活動について、「島根県緊急時モニタリング計画」及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」に定める手順の確認・習熟を図る。

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。